

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑠瑠福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が定時評議員会に出席したときは、無報酬とし別表1に基づき費用弁償費を支払うことができる。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、費用弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、費用弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、費用弁償費を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、費用弁償費を支払うことができる。

### (改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、定時評議委員会の議決を経なければならない。

### 付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表 1

理事会及び評議員会、監事監査における費用弁償は下記の通りとする

理事長	5,000 円
理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員	5,000 円